

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二十七号

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条に次の一項を加える。

- 2 第三章第一節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第二十二条の二第二項第四号の整備（同法第二十一条第六項に規定する県の基準に基づき定められた同条第五項第二号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。